

### 第3回浜田市人権尊重のまちづくりに関する条例検討委員会 会議録

会議名	第3回浜田市人権尊重のまちづくりに関する条例検討委員会
開催日時	令和4年12月22日(木) 午前9時56分～午前11時45分
開催場所	浜田まちづくりセンター 研修室
会議の担当	地域政策部 人権同和教育啓発センター
議 題	【報告事項】 1 浜田市議会総務文教員会からの提言書について  【議題】 1 条例素案について
公開・非公開	公開(録画配信) 視聴用アドレス <a href="https://youtu.be/UaPWrxMf00U">https://youtu.be/UaPWrxMf00U</a>

#### 【出席者】

##### ■委員

大地本委員長、西田副委員長、長谷川委員、細川委員、佐々木委員、寺田委員、馬場委員、村井委員、坂東委員、田村委員、田畑委員、上部委員、邊委員、森脇委員

##### ■事務局(人権同和教育啓発センター)

濱見所長、近重係長、中川指導主事、滝本指導主事

#### 【報告事項】

- 1 浜田市議会総務文教員会からの提言書について

#### 【議題】

- 1 条例素案について

事務局から説明後、協議を行った。

---

**○委員長** 本日の会議は、報告事項が1点、それから議題となっている。まず報告事項にあります、提言書の説明の前に1点委員の皆様は条例の提案時期の変更を提案する。第1回目の検討委員会で示された、制定までの計画だと、当初3月に条例を提案する予定で進めていたが、来年度6月へ変更を提案したい。理由として、条例の素案作成のため委員の皆さんにいただいた意見に加え、これから事務局から説明される浜田市議会からの提言書の内容を含めて検討する必要となったためである。こうしたことから、3月から6月へ時期の変更を提案する。なお、本検討委員会での検討は、今年度中に完了する予定である。何か確認したいことはあるか。

(質疑なし)

○**委員長** それでは、事務局から今後の説明をする。

○**事務局** (資料説明)

○**委員長** 報告事項の「浜田市議会総務文教委員会からの提言書について」事務局から説明を願う。

○**事務局** (資料説明)

○**委員長** 提言所について確認したいことがあるか。

○**委員** 多様性社会の具体的例が、示されていたのか。

○**事務局** 具体的に、例えば性的マイノリティや外国人のことを具体的に示されていない。経過の説明でもあったが、最初はダイバーシティの推進として始まった。ダイバーシティは、雇用の話で、いろんな方が活躍できる社会をつくろうと。障害のある方も外国人の方も働けるという。雇用を創出するという話がダイバーシティの話。そこから、市が条例を検討していることもありつなげられた。個別に特定はされていない。人権は様々な分野を扱っており、多様性と人権を結び付けて提言がされた。

○**田村委員** 提言書にも多様性と使われ何か浜田に特化しているものがあるのかと思った。

○**委員長** その他何かあるか。

(意見なし)

○**委員長** 議題の1、条例素案について事務局の説明後に順次確認する。

○**事務局** (資料説明)

○**委員長** それでは事務局説明を受けたので、順次確認する。前文から第4条について。確認する。確認したいことがあるか。

○**委員** 基本理念の最後に共に支え合う心の醸成に努めるとある。これが具体的な記載があるとよいかと。市民がどう行動してよいのかと。

○**事務局** 共に支え合う心の醸成に努める、という文言は昨年度策定した第4次の計画の基本的な考え方にある計画の説明で出ている。計画では共生の心という言葉を用いているが少し難しいということで、このように言い換えている。様々な文化や多様性を認め合い、共に支え合う共生の心の醸成に努めるとともに、人権が人々の思考や行動の基準として言葉を用いた。これは一文で表しやすく他の言葉に言い換えるともう少し思案が必要かと思っている。若しくは、解説でもう少し分かりやすくする方が良いかと。計画に載せているので、これを大きく逸脱しないようにと思っている。

**○委員** 心の共生に努めることで行わなければならないではないかと。私達が分かっているてもやはり、高校生くらいで分かる文章でない。それこそ多様性という言葉の意味も正確に知られていないなど感じたので。

**○委員** 今の意見に関連して。市内 25 校の小中学校代表して選出された立場なので提言書の提言書の (5) で教育という言葉が出ており目が向いてしまうが、教育啓発活動の促進のところの提言に、あらゆる人への理解促進が図られるようわかりやすい条例の表現方法についても工夫されたい。ということで括弧の中に条例の補助資料として、児童・生徒や外国人などに向けたハンドブックを制作することなどの内容も検討されたいということが出ている。今のことと関わって自分自身はこれを子ども達にどう伝えるのかを常に考えている中で、多様性という言葉も非常に多く出てきており、学校で子ども達にはどういう話をしていくかという、互いに理解し、認め合い、誰もが笑顔で活躍できる学校みたいな、何か。すごくこう言葉を子ども達に落とすのには非常に努力しており今を踏まえて、この子ども達にも伝わるようなハンドブックをつくるということ。方向その辺の受け止めは作るという感じなのか。そうするとそこで対応していけるのではないかと思うのだがどうか。

**○事務局** 議会からの提言書の (5) にあるハンドブックは取り組もうと思っている。第 2 回目の検討会での委員からの意見として子どもにもわかるように取り組むべきと思っている。条例制定後の周知・啓発は、地道に取り組みたい。方法は、ハンドブックやチラシ、ホームページ掲載といった手段をとろうと思う。条例に振り仮名をするという意見があったが、この条例への振り仮名は見送り、ハンドブックといった別の方法による対応を考えている。ただ、今年度中ではなく、今後随時啓発に取り組みながら、一つの手段として取り組む。

**○副委員長** 先ほどの委員からご意見のあった基本理念の言い回しであるが多様性を認め合う共に支え合う心の醸成に努めることにより行わなければならない。何を行うのかと。要するに努めなければならないということだろう。だから、努めなければならないとしてはどうか。そうするとすっきりするのではないか。もう一つ、個性をどうとらえるかという問題があり、一部に障がい個性であると言う人もいる。障がいはあくまでも障がいでありこれは特徴である。個性というのは生まれ持った性質の話である。だからよく個性・長所を伸ばすと。個性という言葉の意味をわからずに使っていると思う。ここは、努めなければならないとしてよいのではないかと。

**○事務局** 努めなければならないか、努めることにより行わなければならないのか。文章的には、人権尊重のまちづくりは、行わなければならないという、これこれにより行わなければならないという締めくくりになっている。主語との関係で人権尊重のまちづくりは、努めなければならないとなりつながりがおかしくなるので、努めることにより行わなければならない。とした。

**○副委員長** わかった。

**○委員長** 基本理念の意見が出た。パンフレットの作成は条例が制定後の取組としての提案ということで。言い回しに関して、持ち帰り次回までに必要であれば、対応するということ

でよいか。基本理念について意見が出たが、その他目的・定義・差別及び人権を侵害する行為の禁止の部分はどうか。

○委員 条例の解説はどこかで具体的に示すのか。

○事務局 まず、想定しているのが、市民への意見公募の際に示す。他には条例の説明するとき。先ほどハンドブックにするときにも使用できればと考えている。

○委員 解説があるとよりわかりやすくなるので、どこかで用いるとよいと思った。

○委員長 第 5 条から第 8 条の市民の権利、市、市民、事業者の責務こちらについて解説も含めて、何かご意見があれば願います。

○委員 第 9 条の第 3 項に市長が、浜田市人権尊重推進委員会のとある。この委員会はどんな組織か。提言書には、3 ページ審議会の役割とあり審議会となっている。この審議会はどんな組織なのか。

○事務局 第 9 条のところか。

○委員 第 9 条の第 3 項である。基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめとするものとする。この組織のメンバーは誰を想定しているのか。提言書の 3 ページにある、審議会の役割の項目にある審議会のメンバーとは。

○事務局 第 9 条第 3 項に浜田市人権尊重推進委員会とあり第 11 条で委員会の設置、第 12 条では、委員会の委員とある。推進委員会という名称にした。第 2 回の検討委員会までは骨子案には審議会としていた。審議会だと議論をするような、例えば一つのケースについて、どう解決に導くかといった問題が起きたときに集まる意味合いが強い。設置する組織で取り組みたいとは、計画の変更・策定、または進捗の管理をすることが主な目的とすると審議会より委員会がより目的と合致するというので、推進委員会という名称とした。議会の提言書には審議会と記載されている。議会は当検討委員会の第 2 回までの資料を見てからそれを作っているのだから、審議会という文言を使っている。その後、名称を委員会とした。言っていることは同じで同じ組織を指している。委員の構成について。第 12 条の委員会の委員で、委員を 15 人以内、任期は 2 年と組織体制のことを規定している。第 2 回目の検討委員会で説明したが構成員はこの検討委員会の規模を想定している。ここにいる委員の皆さんの所属組織から候補者を選出いただくことを想定している。

○委員 第 10 条の相談体制の充実について具体的な関係行政機関、民間の関係機関などと連携するとある。具体的にどういう機関と連携するのか。

○事務局 国、県とありそれぞれの人権の部署。国だと法務局、県だと人権担当課。実態として人権の話ということで問い合わせを受けると実は、生活困窮やいじめに関することというケースが多い。そうなると対応が市の他部署、社会福祉協議会ということがある。市で対応が完了するものは市で対応する。事案により県の関係部署と連携しなければいけない

ときは、そういった担当課と。いうことで考えている。

○委員 組織化とまでは言わないが、そんなことを考えているか。

○事務局 組織化も考えた。考えが後ろ向きかもしれないが、具体的に機関を書くと記載がない機関には相談しにくいこともあるのではないかと。人権の課題は様々である。例えば人種の話。これ正直今ぱっと思いつかないが、そういうところも相談体制に記載していなければ、相談できないという話になりそうなので、とりあえず個別に記載はやめようかと。

○委員 解説でわかりやすくなることも本当に多い。こういうことを丁寧に、少しでも多くの人にわかってもらうために説明してほしい。相談体制について、先ほどの意見のとおり 1 つの機関につないで終わることはほとんどない。いろんなところに関係することがある。つなぐところが異なることもあるし、つないだところが違うことも多々ある。組織化は難しいかもしれないが、市を挙げて相談を吸収してもらうところを多く作ってほしいということをお願いする。

○事務局 常日ごろから、内外の関係機関との連携は非常に大事だと思っている。ここで言いたかったことは、相談体制の充実が条例では端的な記載となっているが、言いたかったことは、市の人権の相談の窓口は浜田市にもあると。浜田市で人権侵害が起きたら、まず市役所に相談して欲しいと。受けて適切な対処ができるところを案内し、相談し、連携することを考えている。市が相談の窓口になることが一番言いたいことである。

○委員長 第 11 条から第 13 条の浜田市人権尊重推進委員会の委員、その他と附則について意見があるか。

○副委員長 第 11 条で調査審議と書いてある。調査するのか。素案には前項の規定による調査審議としている。前項の規定とは第 9 条 3 項の規定による諮問に応じて調査審議するためとある。

○事務局 第 9 条第 3 項に市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときはあらかじめこの委員会に諮問するものと。計画の策定、変更をする時に調査審議をするということ。

○副委員長 いや、だからその調査というのは何なのか。

○事務局 市計画を作るときに市民意識調査を実施する。1000～1500 人程度抽出して行う、

○副委員長 アンケート調査をするということか。

○事務局 そうである。

○副委員長 それは委員会の名前で行うのか。

○事務局 実施は、市民意識調査は浜田市行って、それを基に話をしてもらうのが、委員会の

役割である。調査結果を受けて。

○副委員長 調査結果に基づいて審議するということか。

○事務局 そのとおりである。この文章を読むと、今、副委員長が言ったとおり委員会が調査をすると受け取れる。言い回しは確認する。

○委員 アンケート調査の内容はどんなものか。その中で人権侵害したこと、された人の分の意見も十分入っているのか。

○事務局 アンケートの対象者は無作為抽出である。

○委員 アンケートに自分は差別されたかという項目があるのか。

○事務局 計画策定の前段で行った市民意識調査の質問項目には、差別や人権侵害を受けた経験について聞く質問がある。「過去 5 年間の間にあなたご自身が差別や人権侵害を受けたことがありますか。」という質問に、受けたとの回答割合は 20.3%。なしが 78.6%であった。受けた差別や人権侵害の内容については、あると回答された方について、どんなことかと質問している。職場での待遇、家庭内での家事、子育ての役割分担。インターネットや SNS などの書き込みなどいくつかの選択肢があり、該当を選んでもらう。人権侵害を受けた時の対応をどうしたか。誰にも相談しなかったのか、どこに相談したか、そういう項目もある。

○委員 そういった事例を踏まえて作ったのか。

○事務局 そうである。計画はあらゆる人権課題を掲載している。子ども、障がい者、同和問題といろいろある。この意識調査をもとに順番が変わることもある。ただ、順番が上だから大事で、下だからそうではないという優劣はない。最も先に取り組みたいということで、順番を変えるとか、対策や施策を増やすことを計画に反映している。

○委員 私が一番肝心と思うのは、部落差別問題。これは当事者が差別とわからない場合もある。私たちは第三者的立場で話をするから、そういったところもあるので分かりやすい言葉をいれてもらったほうがよいのではないかと。

○委員長 ここで休憩する。

(休憩)

○委員長 再開する。意見等があるか。

○事務局 第 8 条事業者の責務で人権意識の高揚と当該事業活動において、人権尊重のまちづくりに寄与するとある。事業活動において人権尊重のまちづくりということとは。

○**事務局** 事業活動において、人権尊重のまちづくりまちづくりは何かと。基本理念に人権尊重のまちづくりについて規定しているが一人一人の個性を尊重したり、共に支え合う心の醸成に努めるとあり個性の尊重、多様性を認め合うことが人権尊重のまちづくりなので、事業をするにおいては、一人ひとりの個性を尊重したり、多様性を認め合う事業活動をお願いすることを示している。

○**副委員長** 事業活動に関わる者というのは、その事業所の従業員の話ではないのか。人権尊重意識を高めて努めてほしいと。また、当該事業活動とある。例えば食品製造の会社が事業活動をするが、人権尊重のまちづくりにどう寄与するのかというイメージが湧かない。食品を製造して販売する。会社として事業活動を行っている。このことが人権尊重のまちづくりにどう寄与するのか。

○**事務局** 事業活動に関わる者には、事業者の従業員、製造から採用にわたる関係者や、お客さんを想定している。事業活動において社内や関係先に不当な行為を行わないことをイメージいただけると。

○**委員** 浜田市には福祉事業者として障害者事業者がある。そこも事業者に入るのか。

○**事務局** おっしゃるとおりである。事業者は営利事業者、ボランティア、NPO といった団体として認識してほしい。

○**委員** 第10条の相談体制の充実について。相談を受けるだけではなく救済も入れておいた方がよいのでは。他自治体では、相談と救済として規定しているところもある。相談も受けるが、救済も付け加える、啓発だけでなくいろんな問題を抱えた方への対応にもなると考える。

○**委員長** 救済という言葉がこの条例の中に加えてはどうかという意見であった。相談だけではなく対になる形で入れ込むということであるが。あるいは支援という言葉で相談と対のようになっているところもある。他市で救済・支援と規定しているところがある。体制を作ることも他市では規定している。当市では適切な救済が受けられるような必要な措置を講ずると規定している。浜田市が救済を行うという意図での意見か。それとも、市が主導でということか。

○**委員** 他市のように救済体制も整えるという意図はない。相談体制の説明の中で相談して、解決と向かうなら、実は相談を受けるだけでなく、支援にも市が関わるのであれば、はっきり救済として、救済というのが適切かわからないが関係機関につなぐということがこの条例の大事なところだと思うので。

○**副委員長** 今の意見に私も同意するのだが、相談を受けただけでは、相談した方はそれで止まり、解決してもらえないことになる。事務局から説明があったが相談の受付は人権同和教育啓発センターですと。だから文言として他の関係機関と連携をして支援を図るその相談体制に留意するとともに連携しながら支援にも努めるといった表現が欲しいという気がする。

○事務局 市で救済組織を作るのではなく、関係機関へ働きかけて措置が行き届くように市はその責務がありますよという相談体制や、救済措置が相談や救済措置が受けられるための相談体制充実ということか。

○委員長 必要な措置、適切な救済が受けられる働きかけをすると。考えは一緒である。相談を受けて終わりというつもりではない。例えば裁判になると私達ではできない。できるところへ働きかけ、経済的な支援であれば、市の支援では困難かもしれないので対応できる機関へ案内して、支援が受けられるように働きかけることを思っている。相談体制等だと弱いので、ここに適切な救済、必要な措置という言葉を入れた方がよいかと。条例の部分も次回までに検討をお願いします。それでは、条例名を確認する。浜田市人権を尊重するまちづくり条例が仮称として挙げられている。これについてのこのままでというような意見、言葉の追加、変更の意見があれば。

(案のとおりでよいとの声あり。)

○委員長 委員から、原案の条例名でよいとの意見があった。では、皆さんのご意見として、仮称となっているが浜田市人権を尊重するまちづくり条例として委員会としては、決定する。名称の補足があれば。

○事務局 条例の名称は見出しに当たる。他市条例確認するといろんな条例名があった。まちづくり、社会づくりを入れているところなど。条例名は検討委員会の皆さんで決めていただくほうがよいと考えここまで来た。

○委員長 続いて、議題2に進める。事務局から。

○事務局 次回の検討委員会の日程は、当初追加で配布しました通り、1月18日の水曜日で会場は浜田まちづくりセンターとなる。開始時間は9時半から行います。資料等は今日いただいた意見を踏まえて、再度、提示し、それをもってパブリックコメントを行いたい。

○委員長 本日の振り返りををお願いします。

○事務局 提案の時期は3月から6月に変更するという。提言にもあったが、制定後にハンドブック等の活用に取り組む方向であること。基本理念では、行わなければならないところを努めなければならない方がよいのではという意見があったが、原案のままとすることにした。今回の資料の3の解説の用途としてパブリックコメント時に添付して行う。第9条、第10条では人権尊重推進委員会というのは、進捗評価計画の進捗管理をするに対応したことを確認しまして、構成案は現在この検討委員会をそのまま委員会のメンバーとして考えていることを確認した。相談体制の充実はどの機関を具体的にというところは、国であれば法務局、県であれば人権担当課、市であれば、教育部、健康福祉部、社会福祉協議会等を想定していると。図式化は、書いてしまうとそれ以外のケースの相談が受けられないことが想定されるために図式化を行わない。いうことを確認しております。第11条から第13条の委員会の役割にある調査は例としては、市民意識調査のところを挙げさせていた

だいた。市民意識調査の対象者を確認した。最後、第 8 条で事業者のところでは人間尊重のまちづくりに寄与するというイメージは事業活動を通して、接する方に対して不当な差別等を行わないでほしいと回答した。障害者の事業書を含むかというご意見については含むということを回答しています。第 10 条の相談体制では、相談を受けるだけではなく、救済・支援を含めては、イメージとしてはその救済をするための組織を作るのではなく、市が、救済に向けて進めるという説明がされた。併せて、相談を受けるだけではなく関係機関と連携して支援を図ること、といった文言の検討について意見があった。こちらとしても、ケースによって適切な機関につないで支援する考えは持っている。これについては条文の文言を検討する。条例名は、資料で示した案で了解をいただいた。

**○委員長** 本日意見、発言がなかった委員から一言。

**○委員** 条例はすごく難しいというのが率直な意見である。最初のところでは言われたがハンドブックでわかりやすいものがないと。市が全部作るのではなく、例えば高校生とか中学生と一緒に作ると。子ども向け、指导向けのものを。多分子ども達も自分で噛み砕いてそれを言葉にできるし、何か全部こっちは作ったものを与えるっていうよりは何かこう一緒に、作り上げた方が行き届くと思った。

**○委員** いつも送られる封筒を見て思うが「住みたい、住んでよかった、魅力いっぱい元気なはまだ」とある。私、浜田市に住んで 10 年ぐらいになるがここが好きである。そういうのも本当に子どもの時から感じていれば、大人になっても、何か、幸せだろうと会議に参加して思っている。第 10 条で確認されたがアプローチをしにくいついていうのがあったと思う。例えば経済、子育てなど図にすることも一案と思った。

**○事務局** 関係機関の列記を条例にすると考えていた。条例に列記するとないところには相談しなくてよいと考えられると思ったので、列記しないと述べた。条例に列記するのは難しいが組織として、体制案はまとめて持つておこうとは思っている。今の図式化についてのご提案もあった。分野により関係機関はまとめておこうと。この条文には書けないが体制は市としてはとどめておこうと思う。

**○委員** これまでの 2 回の検討委員会での意見、議会からの提言を条例案の中に反映しよい形になったと感じている。条例という性質上、なかなか表現がわかりにくいところ、言葉遣いが難しいところがあるが、小中学生にもわかりやすくパンフレットを作成して、広く市民の皆さんに理解してもらえる形で、進めたいと思っているのでご協力を願う。

**○委員** はい。この条例案を見て、私が意見したいじめ、体罰も入っておりよかったと思う。また、条例全体がコンパクトで、大変見やすくなっている。あと解説にこの条例に込められた思いの部分というのを上手に表現して、皆さんにわかりやすい条例になるとよい。

**○委員長** それでは本日の会議を終了する。

終了